

要介護認定の申請からサービス利用まで

介護が必要な方

申請書の提出

町の窓口・支援事業者・施設

訪問調査

主治医の意見書

コンピュータによる判定

町の委託を受けた調査員(介護支援専門員)が家庭等を訪問し、心身の状況等85項目について調査を行い、その結果から、要介護度を判定します。

訪問調査の際に調査項目に関連して書き取ってきた事項

かかりつけの医師に傷病や心身の状況、介護に関する意見を求めます。介護支援専門員が取り寄せます。

介護認定審査会による審査判定

要介護認定

認定

通知

- 要支援
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

原則として、申請から30日以内に結果を通知します。

非該当

通知

自立

(介護保険のサービスは利用できません。)

居宅介護希望(要支援以上の方が利用できます。)

施設入所希望(要介護1以上の方は施設入所が可能です。)

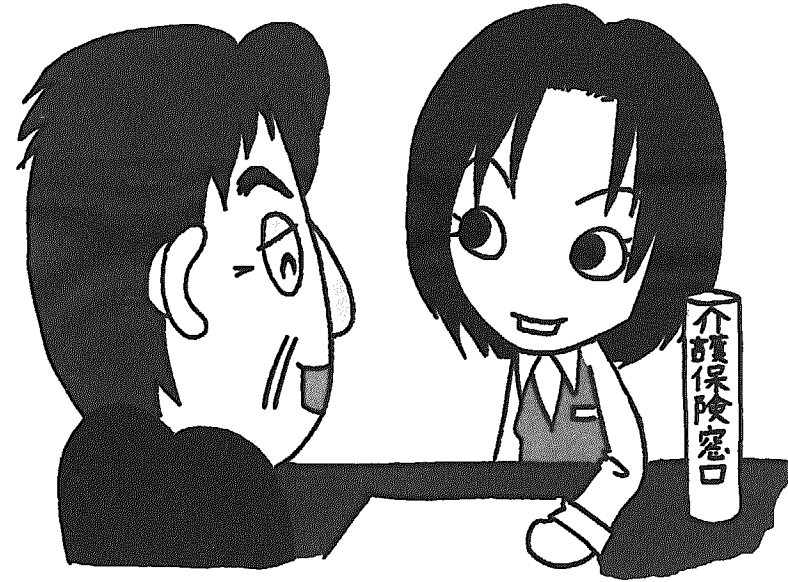
居宅介護支援事業者

居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画作成依頼届出書を町に提出

在宅でサービスを利用

施設へ入所



介護サービスの利用は町保健福祉課に「要介護認定」の申請をすることから始まります

要介護認定の申請

「要介護認定申請書」に介護保険の保険証を添えて町保健福祉課に提出します。

本人又は家族が申請するか、指定居宅介護支援事業者などに代行してもらいます。

※ 介護保険の保険証を持っていない、40歳から64歳の方(第2号被保険者)が申請するときは、加入している医療保険の保険証を持参してください。

- 申請を代行する窓口
- 指定居宅介護支援事業者
- 在宅介護支援センター
- 介護保険施設 など

- 主な居宅介護支援事業者
- 黒崎町社会福祉協議会
- 370-6060
- 在宅介護支援センター済生会
- 233-6669
- 新潟西訪問看護ステーション
- 379-0301

在宅介護サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問看護、ショートステイ等)を利用したり、施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所するには、要介護認定を受けることが必要です。まず、「要介護認定」の申請をしてください。

・セコム上信越(株)安心館
☎240-8110

主治医の決定

申請のときは、簡単な書類への記入と主治医がいるかどうかたずねられます。名前を記入された主治医には、要介護認定のときに重要な審査資料となる「主治医の意見書」を書いていただきます。

申請書に記入する「主治医」は、介護サービスの利用を希望する本人の、病気のことなどをよく把握してくれている医師(かかりつけ医)がよいでしょう。

認定前にサービスを受けたらどうなるの？

要介護認定の結果は、申請した日にさかのぼって有効となりますので、申請の日からサービスを利用することが出来ます。(ただし、認定を受ける前にサービスを利用した場合、費用の全額を事業者に支払い、後日申請により9割分が支給される償還払いになる場合もあります。)